国有財産増減及び現在額総計算書等に係る国会報告の制度・手続き

「令和７年度国有財産増減及び現在額総計算書」及び「令和７年度国有財産無償貸付状況総計算書」（以下「両総計算書」という。）については、各省各庁から提出された報告書に基づいて作成し、令和８年９月１日の閣議を経て、会計検査院に送付しました。（国有財産法第３３条、第３６条）

これを受け会計検査院は、国有財産法第３３条及び第３６条の規定により両総計算書を検査して検査報告を作成し、これを令和８年１１月５日に内閣に送付したところです。

両総計算書の国会報告は、会計検査院の検査報告とともに「翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする」こととなっていますが、「「平成１５年度決算」以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の１１月２０日前後に国会に提出するよう、政府に要請する。」との平成１５年５月の参議院の要請を踏まえ、令和８年１１月２０日の閣議決定を経て、同日、国会へ報告しました。（国有財産法第３４条、第３７条）

〇関係条文

- 国有財産法第３３条

① 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を作成し、翌年度七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

② 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

③ 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

- 国有財産法第３４条

① 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

② 前項の国有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の増減及び現在額に関する説明書を添付する。

- 国有財産法第３６条

① 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二条第一項の規定（第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書を作成し、翌年度七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

② 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基づき、国有財産無償貸付状況総計算書を作成しなければならない。

③ 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

- 国有財産法第３７条

① 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

② 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添付する。